

まちのニュース カメラアイ ～地域のお話をお届けします～



5/28
(月)

慣れない泥に歓声を上げて

和寒小学校5年生22人が、稲作体験事業として、西川直哉さん(中和)の農場で、田植え体験を行いました。

小学校に北のきらきらキッズプロジェクト(近藤俊人理事長)が協力し「しおかり」と「ゆめぴりか」2品種を田植えしました。今後は、9月に稲刈り、11月には脱穀、試食を行う予定です。

一面が紫の花に包まれることを願い

和寒ライオンズクラブ(塚崎正会長)が、塩狩峠記念館の駐車場周辺に、カタクリの球根、約150本を植栽しました。当日は、指導林家である吉田昭八さん(三笠)に植栽の指導をいただき、花がきれいに咲いてくれるよう丁寧に作業しました。



6/7
(木)

国道40号周辺の美化活動

和寒町フラワーロードボランティアクラブ(樋口穂チーフリーダー)と商工会女性部(石上厚子部長)の共同作業による花苗植込み作業が行われました。

早朝から、約50名が集まり、プランターへ花苗植込み作業をした後、国道40号の歩道や和寒駅周辺にプランターが設置されました。



6/9
(土)

連携して子どもの安全確保を

和寒町要保護児童対策地域協議会が保健福祉センターで行われました。

会議では北海道旭川児童相談所から、旭川管内の要保護児童の現状や相談所の業務などについて説明を受けました。

今後、この協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童の早期発見や、適切な保護ができるよう関係機関で情報の共有と連携を図っていきます。



6/11
(月)

おいしい越冬キャベツに

J A北ひびき青年部和寒支部(大西純也支部長)と農業活性化センター「農想塾」の協力で、和寒小学校3年生24人がキャベツの種まきを同塾で行いました。

この日は青年部員約20人が種まきの指導にあたり、品種「湖月」の種をトレーに植えました。

今後は7月中旬に定植作業を実施し、根切り、雪の下からの収穫、そして試食と、1年間かけて実施していく予定です。



6/12
(火)



50人が参列 戦没者に献花 詩吟奉納

和寒町戦没者慰霊招魂祭が保健福祉センター横の忠魂碑境内で執り行われました。今年で戦後73年が経ちましたが、多くの遺族や来賓の方々が参列し、黙祷を捧げました。その後、岳風会（中村節子会長）による詩吟の奉納や、参列者一人ひとりが献花を供え、247名の戦没者の冥福をお祈りいたしました。

交通事故を起こさない！ 交通事故に合わない！

町と交通安全協会の共催で、和寒町交通安全の集いを交流施設ひだまり前で開催しました。

会場には関係団体のほか、子どもから高齢者まで約200名が集まり、奥山町長のあいさつや誓いの言葉など交通事故死ゼロを誓い合いました。

参加者は、旗波運動と啓発グッズの配布を行い、国道を通過するドライバーに交通安全を呼びかけました。



年 金 あ れ こ れ ～年金を受け取っている方が亡くなった時は～

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、遺族の方により「年金受給者死亡届」の提出が必要になります。

また、年金を受けていた方が亡くなったとき、まだ支給されていない年金があった場合は、その方と生計を同じくしていた遺族の方が請求することにより、未支給年金として受け取ることができます。

■未支給年金を請求できる方

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦その他（①～⑥以外の3親等以内の親族（甥、姪、子の配偶者等）

■未支給年金請求と死亡届の手続きに必要なもの

- ・亡くなった方の「年金証書」
- ・亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていたことがわかる「住民票」
- ・亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる「戸籍謄本もしくは戸籍抄本」
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合「生計同一関係に関する申立書」

■死亡届のみ手続きに必要なもの

- ・亡くなった方の「年金証書」
- ・死亡の事実が確認できる「戸籍抄本、死亡診断書の写し等」

※提出が遅れると、年金を多く受け取り過ぎてしまい、返金の手続きが必要となる場合があります。